

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年10月 1 日

**【会社名】** ヒロセ電機株式会社

**【英訳名】** HIROSE ELECTRIC CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 石井 和徳

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区大崎五丁目 5 番23号

**【電話番号】** 03-3491-5300 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 飯塚 和幸

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区大崎五丁目 5 番23号

**【電話番号】** 03-3491-5300 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 飯塚 和幸

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定ならびに平成24年6月28日開催の当社第65期定時株主総会の決議に基づき、平成24年9月25日開催の取締役会において、平成24年9月25日付で、当社および国内子会社の取締役、幹部従業員に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

・ ヒロセ電機株式会社第4回新株予約権

- (1) 銘柄 ヒロセ電機株式会社第4回新株予約権
- (2) 発行数 437個
- (3) 発行価格 無償とし、新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- (4) 発行価額の総額 388,930,000円
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数 当社普通株式43,700株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数は調整され、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付（自己株式を移転）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は8,900円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の場合の行使を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、合併、株式分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成24年12月3日から平成26年11月28日まで

(8) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の一部行使は認めない。

新株予約権割当の対象者は、新株予約権行使時において当社または子会社の取締役または従業員等であることを要する。ただし、子会社の取締役または従業員等の地位を失った後も6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。一方、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。

新株予約権割当の対象者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人のうち当社が指名する1名が新株予約権を行使することができる。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

当社はいつでも新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本金組入額

自己株式を充当するため、株式を発行しないものとする。

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(12) 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社取締役 8名 98個

当社従業員 80名 255個

国内子会社の取締役および従業員 25名 84個

(13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

東北ヒロセ電機株式会社 発行会社の完全子会社

郡山ヒロセ電機株式会社 同上

一関ヒロセ電機株式会社 同上

H S T株式会社 同上

(14) 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

新株予約権者との取り決めは、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。

(15) 新株予約権の割当日

平成24年9月25日

・ ヒロセ電機株式会社第 5 回新株予約権

- (1) 銘柄 ヒロセ電機株式会社第 5 回新株予約権
- (2) 発行数 28個
- (3) 発行価格 無償とし、新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- (4) 発行価額の総額 24,920,000円
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数 当社普通株式2,800株

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数は調整され、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付（自己株式を移転）する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は8,900円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の場合の行使を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、合併、株式分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (7) 新株予約権の行使期間

平成24年12月17日から平成26年12月16日まで

- (8) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の一部行使は認めない。

新株予約権割当の対象者は、新株予約権行使時において当社または子会社の取締役または従業員等であることを要する。ただし、子会社の取締役または従業員等の地位を失った後も 6 ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。一方、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。

新株予約権割当の対象者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人のうち当社が指名する 1 名が新株予約権を行使することができる。

- (9) 新株予約権の取得事由および条件  
当社はいつでも新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本金組入額  
自己株式を充当するため、株式を発行しないものとする。
- (11) 新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (12) 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳  
当社従業員                      8名 28個
- (13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係  
該当なし
- (14) 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容  
新株予約権者との取り決めは、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。
- (15) 新株予約権の割当日  
平成24年9月25日

以上